

発議第9号

宗像市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月21日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 石松 和敏

提案理由

委員長がオンラインによる方法で委員会を開いた場合に、委員がオンラインによる方法で出席委員として議事に参加できるようにするため、委員に関する規定の一部を改正するものである。

宗像市議会会議規則の一部を改正する規則

宗像市議会会議規則（平成26年宗像市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

宗像市議会会議規則(平成26年宗像市議会規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条—第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第14条—第19条)</p> <p>第3節 議事日程(第20条—第24条)</p> <p>第4節 選挙(第25条—第33条)</p> <p>第5節 議事(第34条—第48条)</p> <p>第6節 秘密会(第49条・第50条)</p> <p>第7節 発言(第51条—第66条)</p> <p>第8節 表決(第67条—第77条)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人(第78条—第84条)</p> <p>第10節 会議録(第85条—第89条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第90条—第94条の2)</p> <p>第2節 審査(第95条—第111条)</p> <p>第3節 秘密会(第112条・第113条)</p> <p>第4節 発言(第114条—第125条)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条)</p> <p>第6節 表決(第128条—第138条)</p> <p>第3章 請願(第139条—第146条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定(第147条—第151条)</p> <p>第5章 規律(第152条—第160条)</p> <p>第6章 懲罰(第161条—第167条)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第168条)</p> <p>第8章 議員の派遣(第169条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条—第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第14条—第19条)</p> <p>第3節 議事日程(第20条—第24条)</p> <p>第4節 選挙(第25条—第33条)</p> <p>第5節 議事(第34条—第48条)</p> <p>第6節 秘密会(第49条・第50条)</p> <p>第7節 発言(第51条—第66条)</p> <p>第8節 表決(第67条—第77条)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人(第78条—第84条)</p> <p>第10節 会議録(第85条—第89条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第90条—第94条)</p> <p>第2節 審査(第95条—第111条)</p> <p>第3節 秘密会(第112条・第113条)</p> <p>第4節 発言(第114条—第125条)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条)</p> <p>第6節 表決(第128条—第138条)</p> <p>第3章 請願(第139条—第146条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定(第147条—第151条)</p> <p>第5章 規律(第152条—第160条)</p> <p>第6章 懲罰(第161条—第167条)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第168条)</p> <p>第8章 議員の派遣(第169条)</p>

第9章 補則(第170条)

附則

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第9章 補則(第170条)

附則

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。